

鈴鹿市地域維持型維持修繕業務委託実施要領（試行）

1 委託業務・地域区分

本業務は、別紙「鈴鹿市地域維持型維持修繕業務委託 委託地区ブロック表」に記載されたブロック毎に、鈴鹿市管理施設の維持管理に必要な小規模修繕業務・舗装修繕業務・橋梁補修業務・雪氷対策業務・道路除草業務・小動物死骸処理業務の実施を包括的に委託するものである。

2 履行期間

原則として、契約した年の10月1日から翌年9月末日までとする。

3 委託方法

委託方法は、地域維持型建設共同企業体を対象とした単価契約方式とする。

なお、地域維持型建設共同企業体の構成員の数は、地域や対象業務の実情に応じ、円滑な共同施工が確保出来る数を勘案し、鈴鹿市が定めるものとする。

また、入札方式は、鈴鹿市条件付一般競争入札とし、総支払い限度額の高いものから順に執行する。

4 契約書等

契 約 書 「地域維持型維持業務委託契約書(単価契約用)」及び
「地域維持型維持業務委託契約書の条項【単価契約の場合用】」
仕 様 書 「地域維持型維持業務仕様書」
特記仕様書 「小規模修繕業務委託特記仕様書」「舗装修繕業務委託特記仕様書」
「雪氷対策業務委託特記仕様書」「道路除草業務委託特記仕様書」
「小動物死骸処理業務委託特記仕様書」

契約単価表

5 実施方法

監督職員が維持修繕業務指示書と施工箇所図等により業務を指示し、受注者は仕様書、特記仕様書等を踏まえ実施する。

1 指示あたり、実施数量に契約単価を乗じた額の合計を「業務価格」とし、業務実績報告書に記載された業務価格の合計に消費税相当額を加算した額を「業務委託料」とする。

6 確認及び検査

完了報告を受けた後、監督職員が現地もしくは提出資料により完了を確認し、業務実績報告時に検査員が検査を実施する。

7 支払い

業務委託料の支払いは、業務実績報告書に記載された業務の完成が認められた時に行う。

また、本業務において、以下の限度額を設ける。

1 業務当たり限度額	200 万円以下（消費税込み）
総支払い限度額 （1 契約当たり）	別紙「鈴鹿市地域維持型維持修繕業務委託 委託地区ブロック表」による。

※雪氷対策業務は、総支払い限度額に含めない。

契約期間における個別の業務指示及びそれに伴う業務委託料の支払いについては、当該各年度の予算の範囲内で行う。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

この要領は、令和4年6月1日から施行する。

この要領は、令和5年6月1日から施行する。

この要領は、令和6年6月1日から施行する。

この要領は、令和7年6月1日から施行する。

(別紙) 鈴鹿市地域維持型維持修繕業務委託 委託地区ブロック表

ブロック名	業 務 委 託 地 区	1 契約当たり 総支払い限度額 (消費税込み)
西部ブロック	加佐登地区、石薬師地区、久間田地区、椿地区、 深伊沢地区、鈴峰地区、庄内地区	5,200 万円以下
北部ブロック	河曲地区、一ノ宮地区、箕田地区、玉垣地区、 若松地区、神戸地区	7,400 万円以下
中部ブロック	国府地区、庄野地区、牧田地区、飯野地区、井田 川地区	7,200 万円以下
南部ブロック	白子地区、稲生地区、栄地区、天名地区、合川地 区	6,400 万円以下